

IOSCO/SROCC¹中間会合及び研修セミナーの様様について

平成 25 年 6 月 18 日

日本証券業協会

1. 開催日

- 5 月 21 日(火) IOSCO/SROCC 中間会合
- 5 月 22 日(水)～23 日(木) IOSCO/SROCC 研修セミナー

2. 開催地 カナダ トロント

3. 主催 カナダ投資業規制機構(IIROC)、ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA)、
米国金融取引業規制機構(FINRA)

4. 各会合の様様

1) IOSCO/SROCC 中間会合 (5 月 21 日(火)) (IOSCO/SROCC の概要は別添参照)

① ゲストスピーチ等

SROCC 議長及び主催者(加 IIROC)からの歓迎の挨拶の後、ハワード・ウェットン IOSCO 理事会副議長(オンタリオ証券委員会委員長)がスピーチを行い、証券規制における自主規制機関の役割に関する見解を述べた。概要以下のとおり。

(政府当局と自主規制機関との連携)

古代ギリシャの哲学者ヘラクレイトスが「万物は流転する」と述べたのに類して、金融市場も変化するのが常である。特に最近の 10 年は伝統的な証券業の形態が大きく変化し、IT 技術および金融イノベーションが駆使され、グローバル化が急速に進んでいる。HFT 等 IT を活用した取引はスピードが早すぎて誤りがあっても救いようがない。また、取引主体どうしが相互にリンクしすぎて破たんさせられなくなっている。このような変化に対応するためには、政府当局は、変化し続ける金融市場に近い存在であり、当局と市場をつなぐ役割を担っている自主規制機関と協力して業務に当たり、規制の重複や抜け穴をなくすため、適切に責任を分担することが重要である。カナダには、国全体をカバーする規制当局は存在せず、全国横断的な規制は自主規制機関が担っており、自主規制機関の活動が政府の規制を効率的に補完し、適合性の原則の順守、情報開示の拡充、投資家教育等の分野で政府当局と自主規制機関が緊密に協力している。

¹ IOSCO/SROCC (証券監督者国際機構/自主規制機関諮問委員会)

(金融危機のカナダへの影響に関するメンバーからの質問に答えて、)カナダの銀行セクターは、隣の米国と異なり、金融危機前に過度の住宅関連担保融資に走らなかったため、銀行セクターや住宅セクターへの危機による深刻な影響は避けられた。

② IOSCO の課題・検討状況

IOSCO のワーナー・ビジカーク調査部長及びムハマド・ベン・サレム上級政策アドバイザーから、現在 IOSCO が取り組んでいる政策的・組織的課題について下記のとおり報告があった。

(政策的課題)

IOSCO 調査部が昨年初めて実施し今後も継続することを予定している証券市場のリスクに関する年次サーベイへの協力要請があったほか、同サーベイで判明したシステムック・リスクをはじめとする証券市場に内在する各種のリスク(低金利が続く状況下でハイリスク・ハイリターン商品に投資が偏ることにより生ずるリスク等)を分析したレポート作成したこと、引続き各種リスクの分析・対応を、調査部及びシステムック・リスクに関する常設委員会において検討していくことが報告された。

このほか、OTC デリバティブ市場改革やシャドー・バンキング規制に関する検討の進捗状況が報告されたほか、LIBOR スキャンダルを踏まえた市場指標の見直し、ノンバンク SIFIs、クレジット・デフォルト・スワップ、格付け機関及び金融機関の破たん処理に関する今後の検討の方向性、IOSCO 原則の実施状況のモニタリング強化、商品市場の公正性向上に向けた取組みについて説明があった。

(組織的課題)

SROCC の改組については IOSCO の協力会員に明確な自主規制機能をもたない会員が増えてきていることから、その実態に合わせ SROCC を Affiliate Member Consultative Committee (AMCC)(協力会員諮問委員会)に改編し、その下に SRO Subcommittee (自主規制機関分科会)を組織する等の改組案が 9 月のルクセンブルグ総会時の IOSCO 理事会に付議され、その後 12 月 13 日に IOSCO 事務局と AMCC メンバーとの間で AMCC の将来像を検討する会合の開催が予定されている旨の報告があった。

また、IOSCO 基金(6 月の理事会で設立を最終決定する予定)の目的が説明され、基金による技術支援の結果達成される新興市場の発展や市場の効率性・公正性向上の恩恵を受ける証券業界からの貢献を期待するとの発言があった。

以上の説明に対し SROCC メンバーから、(1)自主規制機関の役割・機能に関する IOSCO 内の認識を深めること、(2)新興市場国の当局で構成する新興市場委員会(EMC)と SROCC との研修活動に関する連携・協力をさらに強化・拡充すること、(3)規制当局と自主規制機関との間の協力促進のための具体的方法として、現在規制当局間のための情報交換のために締結されている

MMoU²の枠組みに自主規制機関も参加することが提案された。また、(4)メンバーから、規制の行き過ぎや予期せぬインパクトを回避するためのコスト・ベネフィット分析やインパクト分析の必要性が指摘され、IOSCO 側から、インパクト分析のためのガイドライン策定に関する検討を行う可能性があるとの発言があった。

③ ワーキング・グループにおける議論

中間会合中に、SROCC の以下のワーキング・グループ(WG)による議論が行われた。

○Ahead of the Curve Working Group

本WGでは、各国における証券市場における最近の自主規制機関の課題・取組みにつき、本協会が議長となり意見・情報交換を行った。

- 東証及びボンベイ証券取引所(BSE)が、HFT(高頻度取引)に関するそれぞれの取り組みを紹介した後、co-located servers の功罪について意見交換が行われた。
- 米 FINRA が、最近米国で問題となりつつある証券担保ローンに関する過剰な勧誘、顧客への説明不足に伴う懸念等について報告した。これに対し日本を含む多くの国(地域)で徐々に証券会社が提供する新たな形態の証券担保ローンへの注目が高まりつつあることが指摘された。
- 全米先物協会(NFA)から、MF グローバルやペレグリン・フィナンシャル・グループにおける顧客資産の不正流用・消失事件を踏まえた、顧客保護・分別保管の徹底策に関するイスタンブール会合後における進捗及び米国におけるスワップ・ディーラー規制の動向について説明があった。
- 加 IIROC から、証券業務の外部委託及び適正な引受業務の有り方に関するカナダにおける議論の紹介があった。
- ブラジルの BSM ボベスパ証券取引所及び ANBIMA は、証券規制の重複・ループホールの解消に関する議論及び税制優遇の関係から不動産ファンドに投資が集中しがちであることに對する規制上の懸念等を紹介した。
- トルコ資本市場仲介業協会は、国際証券業協会会議(ICSA)の新興市場委員会が取りまとめた中小企業金融に関する報告書を紹介した。

○Regulatory Staff Training Working Group

本WGの議長を務める米 FINRA から今回の研修セミナーのプログラムが説明された。また、次回のトピックの候補(「市場構造の変化に関する規制上の問題」、「顧客資産保護」、「金融市場指標」、「OTC デリバティブ」等)が提示されるとともに、次回セミナーの主催者が未定のため、主催する意思のあるメンバーは是非申し出てほしいとの要請があった。

² MMoU(多国間の規制監督上の情報交換に関する覚書)

④ サイバー犯罪に伴うリスク

ワーナー・ビジカーク IOSCO 調査部長から、IOSCO が実施したサーベイにおいて多くの懸念が指摘された、証券市場におけるサイバー犯罪に伴うリスクに関し説明が行われた。サイバー攻撃(詐欺)の事例の調査・収集、当局・仲介業者・取引所のサイバー攻撃への防御・対処策の検討を IOSCO が各国(地域)の経験や知見を活用して進めることが有用との見解が共有された。

⑤ 投資家教育国際フォーラム(IFIE)の活動報告

IFIE の活動内容について現在 IFIE の議長を務めるカナダ投資業規制機関(IIROC)から、本年の総会がライフステージを通じた投資行動の変化を主題として 6 月 19 日から 21 日の間、カナダ トロントにおいて開催されること等が報告された。

⑥ 新メンバーの紹介

新たに加入した SROCC メンバーとして、ICI Global(投資ファンドの国際団体)及び Financial Planning Standards Board (FPSB) (フィナンシャル・プランナーの業務規範等策定機関)が紹介された。

⑦ 次回会合

9 月のルクセンブルグにおける IOSCO 年次総会中に次回会合を行う旨、今回メンバーが提起した問題について十分時間をかけて議論できなかったことに鑑み、可能であれば 1.5～2 日間の日程で会合を開催したい旨議長からアナウンスされた。

また、議長から、12 月 13 日に開催される AMCC の第 1 回会合では、自主規制機関を含む協力会員(Affiliate Members)の IOSCO における位置づけ、組織、活動方針について意見交換が行われる予定であり、メンバーの積極的な参加を期待する旨の発言があった。

2) IOSCO/SROCC 研修セミナー (5 月 22 日(水)～23 日(木))

本セミナーは、IOSCO の SROCC 及び新興市場委員会(EMC)のメンバー機関のスタッフを主な対象に、IOSCO の公式イベントとして、加 IIROC、ブラジル ANBIMA(現 SROCC 議長)及び米 FINRA の共催により開催された。本セミナーはこれまで、米国(2008 年 12 月)、英国(2010 年 1 月)、ブラジル(2010 年 11 月)、台湾(2011 年 11 月)及びイスタンブール(2012 年 11 月)において開催されており、今回が 6 回目となる。

今回のセミナーには、スピーカーとして、IOSCO 調査部長のほか、主催国カナダの規制当局、SROCC のメンバーである自主規制機関(本協会、東証、米 FINRA 及び NFA、加 IIROC、ブラジル ANBIMA 及び BSM ボベスパ証券取引所、印ボンベイ証券取引所、トルコ、コロンビア及びメキシコの証券業協会、東カリブ証券取引所等)が講師を務めた。参加者は、講師を含め 26 カ国(地域)³及び 1 国際機関から 95 名(内訳は、アジア 37 名、中東 2 名、欧州 7 名、アフリカ 4 名、北米 31 名、中南米 13 名、国際機関 1 名)であった。

プログラムの概要は以下のとおりである。

(1日目:5月22日(水))

パネル 1:証券会社監査の形態及びその目的

パネル 2:監査計画の策定

- 市場仲介者のモニターとデータの補足
- 監査の事前準備と情報提供の要請
- 実地監査
- 監査報告、フォローアップ、事後の照会

パネル 3:クロスボーダーの監査

パネル 4:SROCC ATC WG で取り上げられた問題に関するパネル

(2日目:5月23日(木))

基調ディスカッション:規制執行の目的及びその現状

パネル 1: 規制執行に関するケース・スタディ:自主規制機関の観点から

パネル 2: 規制執行に関するケース・スタディ:クロスボーダーの規制執行上の問題

パネル 3: 中小企業向けファイナンス

パネル 4: HFT 及びアルゴリズム取引に関する最近の規制の動向

1 日目のパネル 4 は、研修セミナー参加者に ATC WG の議論の内容を紹介するために、今回の研修セミナーから設けられた新たなセッションである。同パネルでは、ATC WG の議長(現在:本協会)がモデレーターを務めた。

このほか、2 日目の HFT 及びアルゴリズム取引に関するパネルに日本から東証がパネリストとして参加した。

以 上

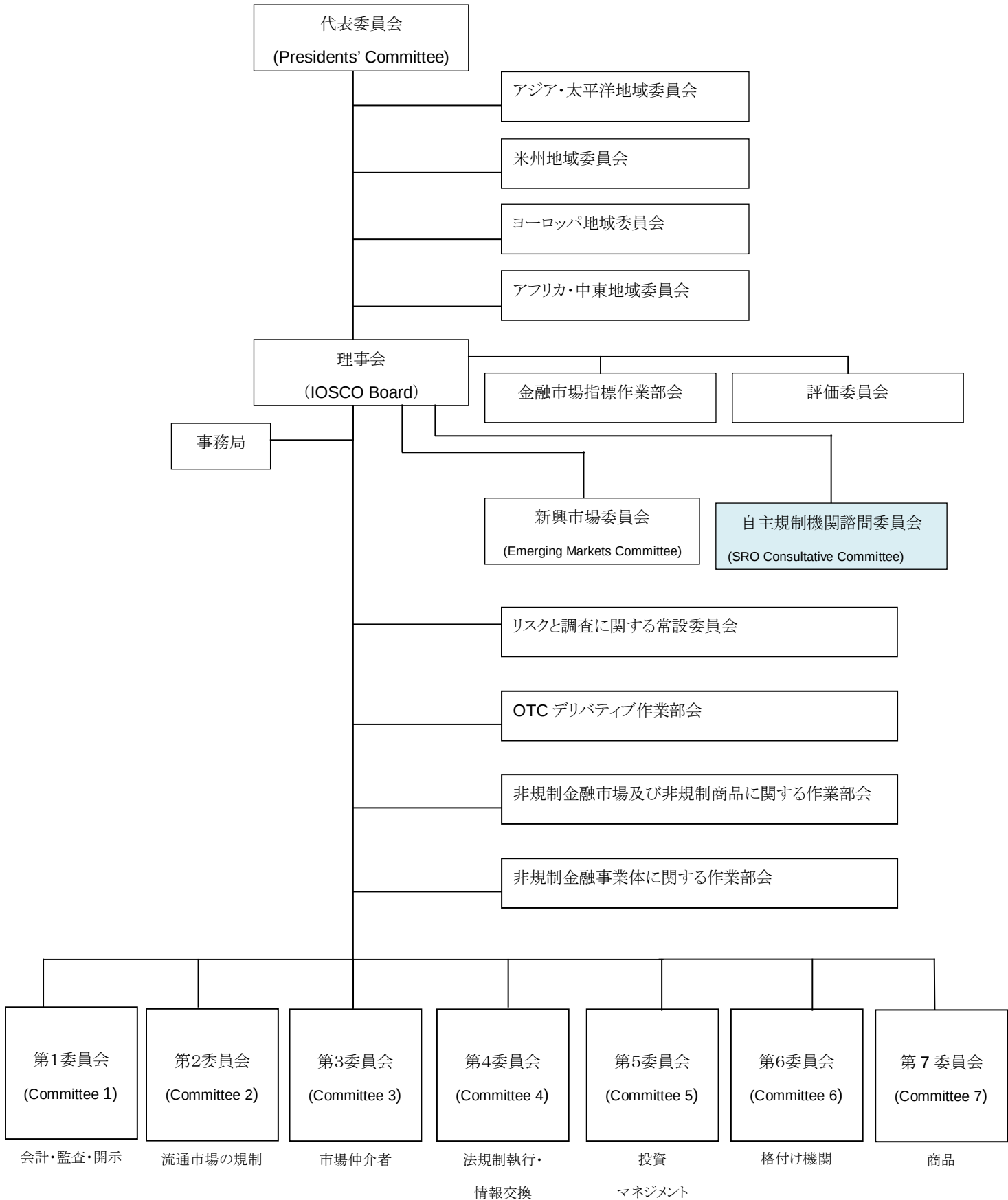
³ 参加国(地域)は、日本、韓国、中国、台湾、インドネシア、ネパール、バングラデシュ、インド、スリランカ、ロシア、フィンランド、アルバニア、チェコ、スロバキア、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦、チュニジア、カーボベルデ、カナダ、米国、メキシコ、ケイマン諸島、セント・キッツ・アンド・ネービス、コロンビア、ブラジルの 26 カ国(地域)。

(別添)

IOSCO／SROCC の概要

会議名	証券監督者国際機構／自主規制機関諮問委員会 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) (SROCC: SRO Consultative Committee)
IOSCO の 設立目的	1) 公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること 2) 国内市場の発展促進のため、各国の経験について情報交換すること 3) 国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること 4) 基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって、市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと
IOSCO の 設立時期	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCO の メンバー	IOSCO のメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁が正会員として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループが協力会員として、それぞれ加盟している。
組 織	次葉のとおり。
SROCC の 活動	本協会が加入する自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、事務局長のイニシアティブにより 1989 年に設置され、自主規制機関である協力会員の意見交換の場と位置づけられている。同委員会の会合は通常年 2 回 (IOSCO 年次総会時の会合及び中間会合) 開催されている。現在同委員会には 76 の機関が加入している。 現在は、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が SROCC の議長を務めており、本協会は SROCC のワーキング・グループである Ahead of The Curve Working Group の議長を務めている。
市場関係者 との対話	IOSCO では、民間セクターとの対話の拡充を目的に、市場関係者との会合を年 2 回程度開催している。

IOSCO の組織



資料 10

平成25年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成25年5月度月次速報版）

平成25年6月18日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	25年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	504	548					1,052	526.0
取引制度に関する相談	191	185					376	188.0
勧誘に関する相談	88	75					163	81.5
売買取引に関する相談	95	155					250	125.0
事務処理に関する相談	74	68					142	71.0
その他の相談	56	65					121	60.5
苦 情	95	87					182	91.0
勧誘に関する苦情	36	29					65	32.5
売買取引に関する苦情	32	39					71	35.5
事務処理に関する苦情	21	13					34	17.0
その他の苦情	6	6					12	6.0
あっせん	23	20					43	21.5
勧誘に関する紛争	18	15					33	16.5
売買取引に関する紛争	4	4					8	4.0
事務処理に関する紛争	1	0					1	0.5
その他の紛争	0	1					1	0.5

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 24年度下半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度 下期累計	下期月平均 (累計／月数)
相 談	401	393	384	363	398	443	2,382	397.0
取引制度に関する相談	102	115	147	118	152	161	795	132.5
勧誘に関する相談	154	111	82	91	85	86	609	101.5
売買取引に関する相談	58	104	73	59	63	82	439	73.2
事務処理に関する相談	44	35	39	54	46	65	283	47.2
その他の相談	43	28	43	41	52	49	256	42.7
苦 情	72	77	74	74	60	62	419	69.8
勧誘に関する苦情	55	40	39	25	25	23	207	34.5
売買取引に関する苦情	9	27	26	30	19	21	132	22.0
事務処理に関する苦情	4	5	6	14	8	15	52	8.7
その他の苦情	4	5	3	5	8	3	28	4.7
あっせん	19	19	27	18	13	11	107	17.8
勧誘に関する紛争	14	18	22	13	11	7	85	14.2
売買取引に関する紛争	4	1	4	5	1	3	18	3.0
事務処理に関する紛争	1	0	1	0	1	1	4	0.7
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	24年度 累計	23年度 累計	22年度 累計
相 談	4,496	4,358	4,099
取引制度に関する相談	1,351	1,309	1,487
勧誘に関する相談	1,387	1,365	974
売買取引に関する相談	767	802	567
事務処理に関する相談	465	388	454
その他の相談	526	494	617
苦 情	904	1,205	1,009
勧誘に関する苦情	470	692	498
売買取引に関する苦情	240	286	257
事務処理に関する苦情	112	134	141
その他の苦情	82	93	113
あっせん	208	308	239
勧誘に関する紛争	176	267	184
売買取引に関する紛争	26	35	47
事務処理に関する紛争	6	6	3
その他の紛争	0	0	5

(単位:件)

24年度 月平均	23年度 月平均	22年度 月平均
374.7	363.2	341.6
112.6	109.1	123.9
115.6	113.8	81.2
63.9	66.8	47.3
38.8	32.3	37.8
43.8	41.2	51.4
75.3	100.4	84.1
39.2	57.7	41.5
20.0	23.8	21.4
9.3	11.2	11.8
6.8	7.8	9.4
17.3	25.7	19.9
14.7	22.3	15.3
2.2	2.9	3.9
0.5	0.5	0.3
0.0	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(25年5月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	5月度 合計
相 談	297	58	99	19	2	1	72	548
取引制度に関する相談	95	17	31	7	0	0	35	185
勧誘に関する相談	20	23	27	1	0	1	3	75
売買取引に関する相談	109	7	23	10	2	0	4	155
事務処理に関する相談	44	4	8	0	0	0	12	68
その他の相談	29	7	10	1	0	0	18	65
苦 情	46	14	18	5	0	1	3	87
勧誘に関する苦情	8	12	8	0	0	1	0	29
売買取引に関する苦情	26	2	7	4	0	0	0	39
事務処理に関する苦情	9	0	2	1	0	0	1	13
その他の苦情	3	0	1	0	0	0	2	6
あっせん	5	10	3	0	0	2	0	20
勧誘に関する紛争	2	9	2	0	0	2	0	15
売買取引に関する紛争	3	1	0	0	0	0	0	4
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	0	1

(注) FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年5月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	552	132	209	30	2	1	126	1,052
取引制度に関する相談	192	46	73	8	0	0	57	376
勧誘に関する相談	44	46	68	1	0	1	3	163
売買取引に関する相談	166	18	41	17	2	0	6	250
事務処理に関する相談	94	9	11	2	0	0	26	142
その他の相談	56	13	16	2	0	0	34	121
苦 情	94	33	40	9	0	1	5	182
勧誘に関する苦情	18	25	21	0	0	1	0	65
売買取引に関する苦情	48	5	11	7	0	0	0	71
事務処理に関する苦情	23	2	5	2	0	0	2	34
その他の苦情	5	1	3	0	0	0	3	12
あっせん	12	15	10	0	0	6	0	43
勧誘に関する紛争	6	14	7	0	0	6	0	33
売買取引に関する紛争	5	1	2	0	0	0	0	8
事務処理に関する紛争	1	0	0	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	0	1

3. 男女別処理状況(25年5月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	5月度 合計
相 談	339	189	20	548
取引制度に関する相談	116	63	6	185
勧誘に関する相談	37	33	5	75
売買取引に関する相談	100	50	5	155
事務処理に関する相談	39	25	4	68
その他の相談	47	18	0	65
苦 情	56	30	1	87
勧誘に関する苦情	11	17	1	29
売買取引に関する苦情	30	9	0	39
事務処理に関する苦情	11	2	0	13
その他の苦情	4	2	0	6
あっせん	11	7	2	20
勧誘に関する紛争	9	4	2	15
売買取引に関する紛争	1	3	0	4
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	1	0	0	1

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年5月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	626	384	42	1,052
取引制度に関する相談	225	135	16	376
勧誘に関する相談	81	75	7	163
売買取引に関する相談	153	86	11	250
事務処理に関する相談	89	47	6	142
その他の相談	78	41	2	121
苦 情	109	69	4	182
勧誘に関する苦情	28	35	2	65
売買取引に関する苦情	50	21	0	71
事務処理に関する苦情	26	7	1	34
その他の苦情	5	6	1	12
あっせん	19	16	8	43
勧誘に関する紛争	13	12	8	33
売買取引に関する紛争	5	3	0	8
事務処理に関する紛争	0	1	0	1
その他の紛争	1	0	0	1

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成25年5月）について

平成25年6月18日
日本証券業協会

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、7ページに記載しています。

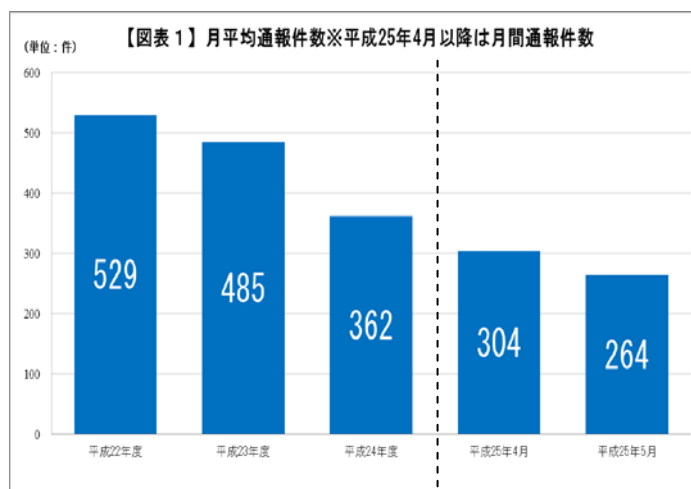
1. 平成25年5月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

右の【図表1】のとおり、平成25年5月中に受理した全通報件数は264件であり、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）における1か月当たりの平均通報件数362件と比較すると少なくなっています。

また、この全通報件数を同月中に業務を行った21

営業日で割った、1営業日当たりの平均通報件数は約13件で、こちらも、平成24年度における1営業日当たりの平均通報件数約18件と比較すると少なくなっています。

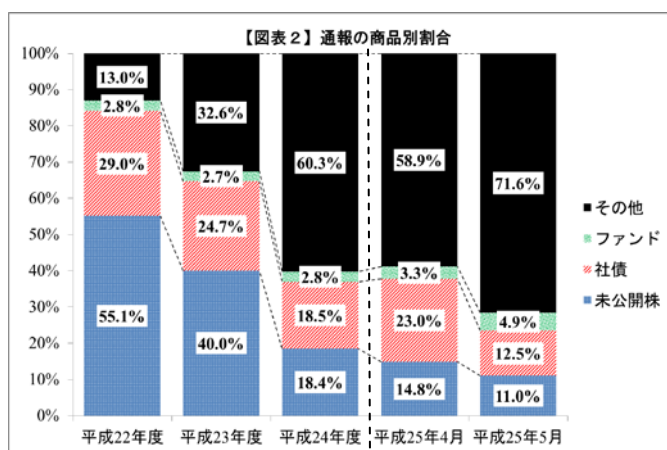


(2) 購入・取引を勧誘された商品

右の【図表2】のとおり、平成25年5月中においては、「その他」に分類される通報が189件（71.6%）と最も多く、以下、「社債」が33件（12.5%）、「未公開株」が29件（11.0%）、「ファンド」が13件（4.9%）と続いています。

「その他」のうち、9割

以上は、未公開株等を持っている人にその換金に応じるとして手数料の支払や代わりの有価証券等の購入を要求するものです。この際に用いられる手口としては、過去に無登録業者から未公開株等を買った人の名簿を基にして持ちかけてくるものが多いため、過去に無登録業者から未公開株等を買った人は特に注意が必要です。



(3) 被害の金額

平成 25 年 5 月中に受理した全通報件数 264 件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは 47 件 (17.8%) でした。

これらの被害の金額は、合計で約 1 億 8,200 万円で、被害に遭ったという内容の通報 1 件当たりの平均では約 390 万円でした。

このうち、最大の被害金額は、仲介業者を名乗る者から未公開会社の社債を複数回に亘って購入した (その都度、現金を自宅を手渡し) という通報で、合計 3,500 万円でした。

通報全体でみた被害金額の合計は時期によって大きく変化するものの、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりがなく、万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支払うことには十分慎重になるべきです。

(4) 勧誘・詐取の手段

平成 25 年 5 月中の通報を勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんどです。

なお、実際にお金を支払ってしまう場面では、従来は銀行振込みがほとんどでしたが、最近は、無登録業者が被害者の自宅を訪問したり駅前等で待ち合わせをしたりして無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースや、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが目立ってきており、お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

(5) 通報者の属性

平成 25 年 5 月中の通報を通報者の年齢で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、60 歳以上が約 85%を占めています。

また、通報者の居住地で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、東京・大阪・愛知やその近郊が上位を占めています。

これらのことから、大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていることが推測されます。

一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。

このため、お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うとともに、万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話: 0120-344-999) をはじめ、公的機関の相談窓口相談することが重要です。

2. 最近の手口

「未公開株通報専用コールセンター」には、最近も、次のような手口による被害の通報が相次いでいます。

(1)

- 仲介業者を名乗る者（ここでは簡単に「業者」とします。）から、「A社の株式購入に関する案内の資料が届いたら連絡して欲しい」との電話があった。
- しばらくして、実際にA社の資料が届いた。
- このため、業者に連絡を取った。
- すると、業者は「A社の株式は案内資料が送られてきた人しか買うことができず、しかもその資料はなかなか送られてこない貴重なもの。あなたはすごくラッキーだ。実は、当社の顧客がA社の株式を欲しがっている。この顧客の代わりに、あなたから10株の購入申込みをして欲しい。あなたが1株分のお金を出してくれれば、残りの9株分は当社から出す。購入できた株式を譲ってくれた時点であなたが支払った代金を支払うし、加えて謝礼を100万円支払う。」と言ってきた。
- そのため、資料に記載されていたA社の連絡先に電話を掛け、10株の購入申込みをした上で、1株分の代金30万円を、指定された銀行口座に振り込んだ。
- その購入申込みの際、A社からは、「購入申込みの人と振込人の名義が異なっていれば犯罪行為であり、懲役10年の刑である。」と、何度も言われた。しかし、自分のほかに業者もお金を出すことを言うと株式を買えなくなってしまうと思い、そのことは黙っておいた。
- しばらくして、A社から電話があり、「あなたから申し込まれた株式の購入代金の振込人の名義が、あなたとは異なることが判明した。あなたと異なる名義での振込みは犯罪であると、購入申込みの際に言ったではないか。穏便に済ませたいなら、あなたとは異なる名義で振り込まれた9株分の代金270万円を、今すぐ、あなた自身の名義で支払うしかない。」と言われた。
- 犯罪に問われるのを避けたい一心で、すぐに270万円を同じ銀行口座に振り込んでしまった。

※ 実際の通報の内容を一部再構成しています。

ここで登場する業者と発行会社A社とは、実際には別々ということではなく、同じ集団とみられます。この場合、両者は架空のものであるとみられます。

上の例では、まず、送られてきた未公開株の購入案内の資料がいかに貴重なものであるかを業者が殊更に強調して、“このチャンスを逃すともったいない”という気持ちを抱

かせます。

次に、その未公開株を買いたがっている者の存在をほのめかして、すぐに購入代金を回収できる見込みを抱かせるとともに、代理で購入してもらえれば謝礼を支払うことを持ち掛け、もともと自身で未公開株を購入・所有することに興味のない人にも関心を抱かせます。

さらに、購入代金の大部分を業者が負担することを持ち掛け、“一部分だけ立替払いするだけで多額の謝礼が受け取れるのなら、話に乗ってみようか”という気にさせます。

そうして、業者が言うとおりに購入の手続きをとると、発行会社A社から“犯罪行為”との因縁をつけられ、気が動転しているところに、罪に問われないための方法（すぐに申込み分の残りの購入代金を自身の名義で支払うこと）を示されて、そのとおりに行動してしまいます。

前ページの例も、ちょっと考えれば「おかしい話だ」とか「そんなうまい話があるのか」とかと気付くと思いますが、実際に言葉巧みに持ち掛けられると、冷静さを失ってしまうようです。

したがって、前ページの例では、最初のところで、「資料が届いたら連絡して欲しい」と求められても、株式購入に関する案内の資料が届いても、どちらも信用しないで無視することが重要です。

そのうえで、新たな被害の未然防止に役立てるため、持ち掛けられた話や受け取った資料について、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにして下さい。

(2)

2 ページ目の 1.(4)において紹介しておりますとおり、最近では、無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースとともに、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが増加してきています。

こういった手段について、たとえば、警察庁、国民生活センターから、以下のように注意喚起がなされています。

○ 警察庁

「『振り込ませない』受取型の振り込め詐欺急増中！」

URL: <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/main.html>

「その宛先は大丈夫ですか？」(実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所)

URL: http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf

○ 独立行政法人 国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」

URL: http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html

どのような手段であれ、無登録業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に難しいのが現実です。

「品名を偽って送れ」など、無登録業者からの指示に従って現金を送ってしまうことのないよう、くれぐれもご注意ください。

※現金は、現金書留郵便以外の方法で送ることはできません。

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、ホームページ上での情報提供、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

平成24年9月には、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、東京・丸の内におけるPRイベント、各都道府県の主要都市の街頭における注意喚起活動、主要新聞への広告掲載等を集中的に行いました。¹ このキャンペーンは、各都道府県警察や財務局等関係行政機関との連携を図るとともに、未公開株通報専用コールセンターへの通報のうち証券会社と取引のある方々からのものが5割近くに上ることを踏まえ、日本証券業協会の協会員である金融商品取引業者（証券会社）や登録金融機関と協力して、展開いたしました。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>）や日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>）において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手に行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者²や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。³

¹ http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/campaign.html

なお、日本証券業協会のこの取組みに対し、平成25年4月11日、特殊詐欺対策推進に多大な貢献をしたとして、警察庁から感謝状が授与されました。

² 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

³ 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書⁴では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成25年3月までの3年間に約1万6千5百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

⁴ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

個人情報の苦情処理の状況について

平成 25 年 6 月 18 日
日本証券業協会

1. 苦情処理件数

(1) 受付件数

	平成24年度	平成23年度
受付件数	27 件	24 件

(2) 受付ツール別件数

	平成24年度	平成23年度
電話	27 件	22 件
来訪	0 件	1 件
郵便等	0 件	1 件
FAX	0 件	0 件
Eメール等	0 件	0 件
合 計	27 件	24 件

(3) 苦情内容内訳

	平成24年度	平成23年度
利用目的の特定(法第15条)	0 件	0 件
利用目的による制限(法第16条)	0 件	3 件
適正な取得(法第17条)	6 件	1 件
その他	21 件	20 件
合 計	27 件	24 件

2. 相談・問合せ等の件数

	平成24年度	平成23年度
受付件数	16 件	2 件

以 上

資料 1 2

外務員等に関する最近の処分等の状況について

平成 2 5 年 6 月 1 8 日
日本証券業協会

1. 外務員等

(1) 処分等の件数

(単位：件)

	平成 2 4 年 7 月 1 日～ 平成 2 5 年 6 月 1 7 日	平成 2 3 年 7 月 1 日～ 平成 2 4 年 6 月 3 0 日
登録取消し又は不都合行為者の取扱い	1 4	1 7
①登録取消し	(1 1)	(1 4)
②不都合行為者の取扱い	(1 3 【 1 】)	(1 7)
外務員職務停止又は資格停止	1 1 9	8 2
①職務停止	(1 1 1)	(7 7)
②資格停止	(1 1 5)	(7 5)
合 計	1 3 3	9 9

(注) 1. 同一の外務員等に複数種の処分等が行われる場合があるため、処分等の合計数は必ずしも一致しない。

2. 不都合行為者の取扱いのうち【 】は、一級不都合行為者の取扱い件数。

(2) 行為別件数

(単位：件)

違反行為内容		H24. 7. 1～ H25. 6. 17	H23. 7. 1～ H24. 6. 30
法 令 違 反	無断売買	4 2	2 6
	虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示、虚偽告知	2 0	1 6
	投機的売買	1 6	1 1
	詐欺・横領	1 1	1 6
	損失補てん・利益提供	1 0	1 6
	金融商品取引行為を行うことを拒否又は不当に遅延させる行為	5	1
	法人関係情報を提供して勧誘する行為	3	0
	外務員の職務に関して著しく不適当な行為	3	0
	職務上知り得た情報に基づく売買	1	0
	過当勧誘	1	0
	信用の供与を条件として有価証券の売買の受託等をする行為	1	0
	その他（詐欺・横領以外の刑法犯）	1	0
	仮装売買、相場操作、相場固定	0	1
	小 計	1 1 4	8 7
協 会 規 則 違 反	秘密の漏えい	6	1
	地場出し	3	0
	金銭・有価証券の貸借	1	5
	名義借り	1	2
	禁止されている店頭有価証券の投資勧誘	1	1
	公募株等の公正を欠く販売	1	0
	受渡しの延引	1	0
	仮名取引の受託	0	2
	名義貸し	0	1
	小 計	1 4	1 2
欠格事由該当		5	0
合 計		1 3 3	9 9

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案に関しては、その中から最も処分等に影響を与えた行為 1 つを抽出し、行為別件数としている。

2. 営業責任者等

(1) 処分件数

(単位：件)

	平成24年7月1日～ 平成25年6月17日	平成23年7月1日～ 平成24年6月30日
資格取消処分	0	0
①営業責任者	(0)	(0)
②内部管理責任者	(0)	(0)
資格停止処分	7	10
①営業責任者	(7)	(10)
②内部管理責任者	(5)	(5)
合 計	7 (7) (5)	10 (10) (5)

(2) 行為別件数 (平成24年7月1日～平成25年6月17日)

(単位：件)

違反行為内容		件数
法令等違反	投機的売買	2
	虚偽告知、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示	1
	信用の供与を条件として有価証券の売買の受託等をする行為	1
	小 計	4
営業責任者等の責務違反		3
合 計		7

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案に関しては、その中から最も処分等に影響を与えた行為1つを抽出し、行為別件数としている。

事故確認委員会による調査確認申請の受理状況等について

平成 25 年 6 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 調査確認申請等の受理状況

(1) 受理件数

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 23 年度
受理件数	386	461
うち 調査確認申請	384	457
うち 事故確認申請	2 (注 1)	4 (注 1)

(注 1) 事故確認申請は、申請金額が 1,000 万円超の事案のみが対象となる。

(注 2) 事故確認委員会における審議の結果、「確認」されなかった事案は、平成 24 年度は 4 件、平成 23 年度は 10 件であった。

(注 3) 平成 24 年度は 49 社、平成 23 年度は 53 社から受理した。

(2) 行為別受理件数等（調査確認申請と事故確認申請との合計）

(単位：件、円)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務処理 ミス	システム 障害	法令 違反	合計
受理件数	76 (96)	249 (318)	29 (30)	0 (0)	32 (17)	386 (461)
申請金額の 中央値	190,359 (215,206)	247,492 (257,917)	375,535 (207,311)	0 (0)	312,152 (500,397)	248,804 (248,712)

(注) かっこ内は平成 23 年度の実績値である。

2. 事故報告書の受理状況（行為別受理件数等）

(単位：件、円)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務処理 ミス	システム 障害	法令 違反	合計
受理件数	578 (628)	1,562 (1,473)	1,539 (2,998)	943 (826)	109 (60)	4,731 (5,985)
報告金額の 中央値	6,938 (7,587)	4,304 (6,223)	271 (340)	2,000 (1,600)	42,345 (7,046)	2,730 (1,526)

(注 1) 本表は、金商業等府令第 119 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に該当するものを集計したものであり、同項第 9 号（事故確認委員会による確認）の適用を受けたことによる事故報告書を含まない。

(注 2) かっこ内は平成 23 年度の実績値である。

(注 3) 平成 24 年度は 160 社、平成 23 年度は 178 社から受理した。

以 上